

## 『激甚災害対策特別緊急事業の進捗状況は？』

本庄出張所管内の激甚災害対策特別緊急事業につきましては、平成21年9月末現在、木脇地区の樋門、金崎地区の宅地嵩上げ、仮屋原地区の築堤・樋門が完成し、吉野・木脇地区の築堤及び金崎地区の漏水対策についても完成に向けて鋭意工事を実施しています。また、明久川及び木脇川の水門も基礎工事がほぼ完了し、今後本体工事に着手する予定です。住民の皆様ので安全で安心できる暮らしを実現するために、事業の早期完成を目指して全力を尽くしますので、今後ともご支援ご協力方よろしくお願い致します。



木脇樋門（H21.9末完成）



吉野地区築堤（進捗率約30%）



木脇地区築堤（進捗率約50%）



明久川水門（基礎工事完了）



木脇川水門（基礎工事完了）



金崎地区漏水対策（進捗率約30%）

# 川の範囲ってどこまで？

## ～「河川区域」って何？～

突然ですが、川とはどこからどこまでを言うのでしょうか・・・？。

川の長さといえば、普通は、水がわき出る源流から、海に出るまで、ですよ。

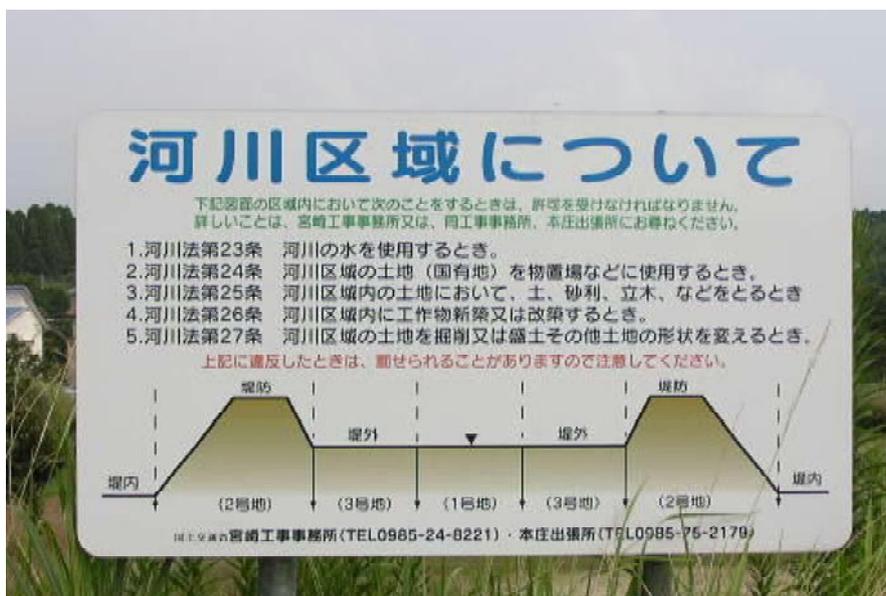
では、川の広さ、川幅と言えは？。普通に考えれば、水が流れているところが、川です。では、雨が降って水位が上がったら、川の範囲は変わるの？「かわら」と呼ぶ、石がごろごろしているところは？河川敷公園は？「河川敷」って川の敷地ってこと？

おそらく、こういう質問をしたら、人によって「川」がどこまでと思うかは違ってくるとおもいます。でも、行政機関が管理するのに、そんなところ変わっては困ります。そのため、「河川法」という法律で、管理をする川の範囲、「河川区域」というものが決められています。

本庄川（綾南川）の堤防に、何ヶ所か写真のような看板が立っているのを見た人もいるかもしれません。

法律上、「河川区域」とされているのは、写真のとおり、一般的には「堤防から堤防まで」です。

本庄川（綾南川）や綾北川、深年川は本庄出張所（国土交通省）で管理していますが、三名川や木脇川等は宮崎県が管理しています。また、市や町が管理している河川もあります。



河川は基本的にみんなのものですから、自由に使うことができます。しかし、使うことで他の人が使えなくなったり、迷惑を掛けたりするようなこと、何らかの施設を設置すること、堤防などが削れ始める原因となる土を掘ったりするようなことは、許可を受けない限り禁止すると法律で決められています。許可を受けずに行った場合は、罰せられることもあります。もし、必要が出てきた場合は、必ず、本庄出張所までご相談ください。

## 河川に関する問い合わせ先

国土交通省宮崎河川国道事務所本庄出張所

〒880-1101 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5056-7

電話 0985-75-2179(土日・祝祭日及び夜間は宮崎河川国道事務所へ転送されます)

宮崎河川国道事務所ホームページ <http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>